

医療提供体制堅持のための支援を求める意見書

今般、佐渡総合病院が放射線治療を本年度限りで終了するとの報道がなされた。同病院を運営するＪＡ新潟厚生連が経営難に陥る中、高額な放射線治療装置の更新を断念したことが原因とされている。本件に限らず、人口減少に伴う慢性的な医業収支の悪化、急激な物価高騰等の要因により、近年、佐渡市の医療提供体制は急速に縮小している。しかし、これらは全国的な問題であり、佐渡市単独では到底解決できず、市民は不安な生活を余儀なくされている。

離島である佐渡市において医療提供体制が崩壊すれば、市民は、医療を受ける都度佐渡海峡を越えなければならない。その負担は計り知れず、生死を左右する事態ともなる。佐渡医療圏には新潟県内で唯一県立病院が設置されていないことを踏まえれば、新潟県は、他圏域に先んじて重点的に各種支援を行うべきと思料する。

よって、佐渡市議会として、佐渡医療圏における医療提供体制が堅持されるよう、新潟県に対し、次の事項について強く要望する。

記

- 1 医師・看護師の有効な人材確保施策を実施するとともに、医療提供体制確保のための財政的支援を行うこと。
- 2 離島であり県内で唯一県立病院を有していない当圏域への支援として、国に対し、人口減少等による慢性的な医業収支の悪化に配慮した診療報酬体系の整備を求めるとともに、公的病院について公立病院と同等の財政支援が行われるよう、働きかけを行うこと。
- 3 離島医療に欠くことができない医療機器の更新についても、公立病院同等の財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 8 月 6 日

新潟県佐渡市議会議長 金 田 淳 一